

道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客運送 (公共ライドシェア)の実証運行の実施について

今年度、(仮称)NPO法人伊東地域移動支援センターが実施する「伊東ミニバス **AnjinGo**」の実証運行を、道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)として実施するにあたり、その概要や運送の区域、対価等の諸条件について承認を求めます。

(参考) 根拠法令

【道路運送法】

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村、(中略) **特定非営利活動法人**その他国土交通省令で定める者が、**次条の規定により地域住民又は観光旅客(中略)を行うとき。**
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

【道路運送法施行規則】

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 **法第七十八条第二号**の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は(中略) **特定非営利活動法人(中略)が行うものであつて、次に掲げるものとする。**

- 一 (中略) **過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送(以下「交通空白地有償運送」という。)**

(運送の区域)

第五十一条の四 **法第七十九条の二第一項第三号**の運送の区域は、(中略) **当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域とする。**

(旅客から収受する対価の基準)

第五十一条の十五 (中略) 旅客から収受する**対価の基準は、次のとおりとする。**

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 **合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。**
- 三 **当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない****妥当な範囲内であり、かつ、****地域公共交通会議等において協議が調っていること**

令和 8 年度「伊東ミニバス AnjinGo」実証運行計画について

事業内容	令和 6 年度、令和 7 年度に実施した「伊東ミニバス AnjinGo 」の実証運行の結果を踏まえ、今年度は「新たな運行地区の設定」及び「一部の地区限定で“交通弱者”向けの運行形態の試行」を組み込み、令和 9 年度中の地域への実装を見据え、道路運送法第 78 条第 2 号に定める公共ライドシェアとして実証運行する。
実施形態	公共ライドシェア（道路運送法第 78 条第 2 号）
実施主体	（仮称）NPO 法人伊東地域移動支援センター
事業主体	伊東地域交通基盤協議会
運行エリア	伊東市内 5 地区 （宇佐美地区、新井地区、川奈地区、萩・十足地区、伊豆高原地区）
運行時間帯	昨年度の運行時間（9 時～17 時）と同様だが、前倒すことを検討 （利用者アンケートの結果、早朝に利用したいという声が多かったため）
利用者	運行対象地区（交通空白地帯）の住民。 ただし、新井地区においては特に公共交通を利用しにくい足腰の弱い高齢者などの利用について“交通支援対象”と定義づけた上で、当該特定の対象者（所謂「交通弱者」）に対し、交通結節点以外の限られた施設へのドア to ドアの運行を試行する。
予約方法	電話予約、Web 予約、音声自動予約
料金	タクシー運賃とバス運賃の中間に設定 （これまでの実証結果から 1 乗車あたり 250 円～750 円程度とする）
支払方法	原則現金決済とするが、これまでの利用者アンケートの結果を踏まえ、キャッシュレス決済方式も検討する。
ドライバー	自家用有償旅客運送の種別に応じた大臣認定講習受講した 1 種運転免許保有者（伊東地域交通基盤協議会及び NPO にて独自の研修を実施）
車両	政府の「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトを活用し、6 人乗り以上の車を 4 台購入またはリースにより調達（予定）
安全管理	静岡県タクシー協会伊東支部加盟のタクシー会社を中核構成員とする NPO 法人を設立し、本事業の実施主体（運行主体）とすることにより、その知見やノウハウを最大限に活用することで、当該公共ライドシェアに係る車両管理や運行管理、ドライバー育成・確保、リスク対応等の機能を備える。
実施期間	令和 8 年度中（道路運送法上の許可日以降）～ 令和 9 年 2 月末日

公共ライドシェアの概要、事業経緯及び交通空白地域対策について

1 公共ライドシェアとは

公共ライドシェアは、特に公共交通空白地や高齢化地域での移動手段の確保を目的として市町村やNPO法人などが自家用車（白ナンバー）を活用して提供する有償の旅客運送であり、省令により「交通空白地有償運送」及び「福祉有償運送」のみが認められています。

種類	・交通空白地有償運送 ・福祉有償運送	利用者	【交通空白地】 【福祉】	地域住民・観光客 介護を必要とする者
提供体制	【運送主体】 市町村、NPO法人等 【使用車両】 自家用車（白ナンバー） 【ドライバー】 第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講等			
運送の対価	法律により、「実費の範囲内」の収受が認められている。			
登録要件	① 安全体制を確保すること（運行管理・整備管理の責任者の選任等） ② 地域の関係者において協議が調うこと			

2 「伊東ミニバス AnjinGo」の経緯と交通空白地域対策

熱海市における交通空白地域の解消、交通弱者支援を目的として実証運行していた「まめっこ号事業」を担っていたジョルダン株式会社が、当該事業について国土交通省から伊豆地域での横展開を促されたことを契機に、令和6年度に市内交通事業者等で構成される伊東地域交通基盤協議会を立ち上げ、昨年度までの2か年の実証運行を行ってきた。主に伊豆高原地区や岡・荻地区等をメインに、累計661名の利用者に対しサービスを提供し、移動利便の向上への可能性を見出すことが出来たものと考えられる。

この間の実証運行については、国土交通省の支援を受けており、地域ニーズの把握、既存交通との相互連携、持続可能な運行体制を担保すべく、予約や運行に関するオペレーションの構築や、地域への実装に際し最大の課題である運行コストの縮減策の実証も合わせて実施した。

このような中、本市が毎年実施している市民満足度調査では、調査で掲げる市の全41施策において公共交通対策の満足度は令和6年、7年ともに最下位である他、令和7年3月に改定した伊東市地域公共交通計画においても「交通空白地域解消事業」を位置付けており、交通空白地域での移動手段とその担い手の確保は市政の大きな課題となっている。

これまで、本市は当該協議会と地域の声やニーズを繋げつつ、AnjinGo 利用促進策として、市広報誌による当該事業のPRやメルマガなどの情報発信を通じて市民への浸透を図るなど積極的な支援を行ってきた。

AnjinGo の利用者をはじめとする、別荘地を含む広く低密度に広がる本市の交通空白地域にお住まいになるご高齢の市民から、本サービスの継続を願う声も多く、また路線バス等の地域交通リソースの最適化の観点からも、地域の特性やニーズに見合った移動手段の確保が急務であることから、自家用有償旅客運送による課題解決を目指していく。